

障害者支援施設及び介護保険施設等新規入所者PCR検査事業（Q&A）

NO	本人・ご家族	施設	質問	回答
【事業全般】				
1			検査を受けなければ、施設に入所できないのか。	本事業を活用することを入所の要件に付すことは認められません。あくまで、希望者を対象とした事業になっています。
2			検査結果は具体的にどのように扱われるか。	入所予定施設や尼崎市等関係機関で共有するとともに、匿名化された情報を尼崎市の保健行政に利用します。その他の目的で使用することはありません。
3			検査結果が陽性の場合、どうすればよいのか。	事業の実施方法によって異なります。詳しくは No14とNo31をご覧ください。
4			検査結果が陽性の場合、施設への入所は可能か。	入所時期は遅れることになります。最終的に入院になることがありますので、退院後のことについては、施設と本人とで個別調整を行ってください。
5			生活介護(デイサービス)や短期入所(ショートステイ)はこの事業の対象か。	対象外です。 (考え方) この事業は介護保険施設等におけるクラスターの発生予防を目的としているため、当該施設内で利用者へのサービス提供を完結している施設に限定しています。 そのため、生活介護や短期入所については、利用者が居宅での生活をし、自由に外出できるため、当該施設において感染症対策を行うことができず、対象としても、検査結果を予防に生かすことが困難であると考えています。
6			グループホームは対象となるか。	介護保険サービスで利用できるグループホーム(認知症対応型共同生活介護)は対象となりますが、障害福祉サービスのグループホーム(共同生活介護)は対象なりません。
7			なぜ、障害福祉サービスのグループホームは対象とならないのか。	原則、利用者(居住者)が当該施設内ではない日中系サービス事業所(生活介護・就労継続支援)に通所することが前提であり、入所後も他施設を利用しているため、対象としても、検査結果を予防に生かすことが困難であると考えています。
8			本事業により、検査を複数回受けることは可能か。	可能です。但し、一度の入所の機会に複数回受けることはできません。入所後にまた別の施設に転所する際に利用する場合を想定しています。
9			市外施設へ入所の際、他の自治体の検査事業と重複して本事業を利用することは可能か。	重複しての利用はできません。必ず、どちらか一方の自治体の検査事業を選択してください。
10			【A】市の契約している民間検査会社による検査 と、【B】本人の希望する医療機関等の検査費償還払いの2通りの方法があるが、どちらを選択してもよいのか。	原則、【A】の方法を採っていただきます。しかし、入院先の医療機関からの入所や施設から施設への転所や市外からの入所など、市の契約している検査会社の受検が困難な場合などは、【B】の方法を選択していただけます。
11			来年度も同様の事業を実施する予定はあるか。	未定です。今後の新型コロナウイルスの感染状況等を注視し、決定してまいります。
【A】市の契約している民間検査会社による検査				
12			施設で検体の受け取りなどを対応できない場合、市に相談すれば市が個別対応してもらえるか。	市では個別対応は一切できません。この事業は施設の方の協力を前提とし、施設内のクラスター発生予防や重症化リスクの高い施設入所者の感染防止を図るものですのでご理解とご協力をお願いします。

障害者支援施設及び介護保険施設等新規入所者PCR検査事業（Q&A）

NO	本人・ご家族	施設	質問	回答
13			本検査により陰性証明は発行されるのか。	【A】の実施方法での検査は、安心検査(医師の管理下で行われない)のため、検査結果に医学的な根拠がないことから、陰性証明の発行は行えません。
14			検査結果が陽性の際はどうすればよいか。	発生届をお住まいの地域を管轄する保健所(尼崎市の場合は市保健所)に提出する必要があります。 発生届は医師が記載する必要があることから、かかりつけ医や施設関係医療機関に早急にご相談ください。 その際、医師の管理下のもとで、再度検査を受けることもあります。
15			陽性の際、主治医等から再度検査をするよう指示があった場合は再検査可能か。	対象となりません。一度の入所の機会に複数回受けることはできません。かかりつけ医や施設関係医療機関に早急にご相談のうえ、適切に発生届の提出等を行ってください。
16			検査キットを予め施設側でストックしておくことは可能か。	ストックはできません。必ず、必要本数の申請をお願いします。
17			唾液が採取できない場合、他の方法で検査を受けることは可能か。	本事業は、唾液でのPCR検査のみの実施となるため、それ以外の方法での検査は対象外となります。
18			唾液は、どのぐらいの量の採取が必要か。	2ml必要です。2ml以下でも検査にかけることは可能ですが、検査精度が低下してしまいます。
19			唾液の採り方がわからない。	市ホームページの「PCR検査 検体の取扱い」をご覧ください、参考にしてください。 (市ホームページでPCR検査事業と検索)
20			採取した唾液(検体)を施設に提出する際、どのような手段で提出をすればよいか。	郵送は不可のため、原則、施設へ持参してください。ただし、持参が難しい時は施設と相談していただき臨機応変に対応ください。
21			検査受検者から検体を受け取った後、どうすればよいか。	受検者から採取日を確認し、キットに採取日を記載してください。(検査キットに付属している専用のラベルをご使用ください。)その後は梱包の上、冷蔵保存してください。
22			検体はどの程度の期間保存可能か。	採取後1日ほどです。
23			検査受検者から検体を受け取ってから、検査会社が回収に来るまで、どの程度の日数を要するか。	1日を要します。回収までは、冷蔵庫で保管をお願いいたします。
24			検査結果はどのように連絡されるか。	市から施設に対して書面と電話で報告いたします。その後、施設から受検者に報告していただきますが、報告方法は施設にお任せいたします。
25			検査結果はどのように連絡されるか。	市から施設に対して書面と電話で報告いたします。その後、施設から受検者に報告があります。

障害者支援施設及び介護保険施設等新規入所者PCR検査事業（Q&A）

NO	本人・ご家族	施設	質問	回答
26			事業の利用に自己負担は発生するか。	自己負担は発生しません。無料で利用することが可能です。しかし、万が一、陽性となった際は、医師の管理下のもとで、再度検査を受ける場合がありますが、その際の検査費は自己負担となります。また、陽性の際は入院する場合がありますが、入院費等も自己負担となります。
【B】本人の希望する医療機関等の検査費償還払い				
27			検査する医療機関等の紹介は市で行ってもらえるか。	市で特定の検査先を紹介することはできません。必ず、ご自身か家族等支援者で探してください。
28			検査手法は、必ずPCR検査である必要があるか。	必ず、PCR検査を実施してください。ただし、採取する検体の種類は問いません。
29			先に検査を受けた後で市に連絡しても検査費は還ってくるのか。	市において事業の対象者であるか否かの確認が必要となりますので、必ず受検前に市に連絡ください。受検後に連絡があった場合は事業の対象にはなりません。
30			交付申請の際に、添付する領収書は必ず原本の必要があるか。	必ず、原本の提出をお願いいたします。万が一、原本の提出が難しい際は、写しに原本証明をしていただく等の対応が必要になりますが、その際は、ご相談ください。
31			検査結果が陽性の際は、どのようにすればよいか。	検査した医療機関の医師の指示に従ってください。施設の入所時期については、施設側と話し合いをしてください。
32			検査費用を先に交付してもらうことは可能か。	この実施手法による事業の利用の実績については、添付いただく領収書で確認することになりますので、先に自費での支払いを行っていただく必要があります。
33			検査費用に自己負担は発生しないか。	補助上限が35,000円のため、上限を超える分については、自己負担が発生します。また、万が一、陽性となった際の入院費等も補助対象とはならないため、自己負担となります。
34			陰性証明書の料金も補助対象となるか。	補助対象外です。